

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかねが設置運営する指定介護予防短期入所生活介護事業運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は介護予防短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 天河草子
- (2) 所在地 川辺郡猪名川町伏見台1-1-70

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は、30名とする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の区分及び職務内容)

第4条 施設に次の職員を置く。（※介護老人福祉施設と一体配置）

(介護予防短期入所生活介護と兼務)

- (1) 管理者（施設長） 1名（兼務）
- (2) 医師 1名（兼務）
- (3) 介護支援専門員 1名以上（兼務）
- (4) 生活相談員 1名以上（兼務）
- (5) 看護職員 常勤換算3. 1名以上
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
- (7) 介護職員 37名以上（常勤、非常勤含む）
- (8) 管理栄養士 1名以上
- (9) その他職員 1名以上（常勤、非常勤含む）

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える又はその他の職員を置くことができる。

(1) 管理者（施設長）

従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。

法令等において規定されている施設の職員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。

(2) 医師

入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。

(3) 介護支援専門員

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。

(4) 生活相談員

入居者の入退居、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。

(6) 機能訓練指導員

入居者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ、心理的機能、身体機能の低下を防止するよう努めます。

(7) 介護職員

入居者に対し必要な介護および世話、支援を行います。

(8) 管理栄養士

食事の献立、栄養計算等入居者に対する栄養指導等を行います。

(9) その他職員

事務等、その他業務を行います。

3 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりにする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い排泄には適切な見守り一部介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護婦は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者的心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に利用者的心身状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。

ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用)

第6条 法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際にには、利用者から利用料の一部として、該当指定介護予防短期入所生活介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際に、利用者から支払いを受ける額と、居宅サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 食費、特別食費

(2) 滞在費

(3) 理美容代、新聞代、テレビ等の使用負担費

(4) レクリエーションの材料費

(5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

(6) 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたもの

(7) 前号に掲げるものの他、介護予防短期入所生活介護の提供における便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に説明した上で支払いに同意を得ることとする。

(利用の中止・変更・追加)

第7条 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更する事ができる。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に申し出るものとする。

2 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日または当日になって利用中止の申し出をされた場合は、取消料として利用者は所定の料金を支払うものとする。

第4章 運営に関する事項

(送迎の実施地域)

第8条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

猪名川町、川西市、能勢町、豊能町の全域

および、伊丹市、池田市、宝塚市、尼崎市の近接地域

(サービス利用の留意事項)

第9条 利用者が指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続き説明及び同意)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第11条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

2 介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適切な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第14条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努める。

(要支援認定等の申請等に係る援助)

第15条 指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 介護予防サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要支援認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第16条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、介護予防サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出こと等により、指定介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

2 介護予防支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第18条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第19条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける介護予防支援サービス費額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支

払いを受けた場合には、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針)

第21条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

2 指定介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

5 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

6 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(サービス計画の作成)

第22条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもりこんだ介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

2 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。

3 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲示)

第23条 指定介護予防短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

(秘密保持等)

第24条 指定介護予防短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では

原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第25条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与を行わない。

(苦情処理)

第26条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

2 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(高齢者虐待の防止に対する主体の責務)

第27条 高齢者の福祉に業務上、又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見、虐待の発生又はその再発防止に努めなければならない。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力することを責務とする。

2 提供した介護福祉施設サービスに係る利用者の虐待が疑われる場合は、速やかに市町村に通知し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

町村に通知し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応を講ずるものとする。

(資質の向上)

第28条 すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(ハラスメントへの対応)

第29条 事業所は、適切な介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えた

ものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第30条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第31条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(会計区分)

第32条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに指定介護予防短期入所生活介護事業の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第33条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(個別計画の提出)

第34条 介護予防サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）から介護予防短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を提出することに協力するよう、努めるものとする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第35条 現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第36条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

(2)事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。

(3)事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

4 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第37条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第7章 その他運営に関する事項

(法令との関係)

第38条 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」及び「法令の規定により条例を委任さ

れた社会福祉施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第39条 施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(衛生管理等)

第40条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

付 則

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月から施行する。

この規定は、令和7年3月1日から施行する。